



一 心 理 的 負 荷 に よ る 精 神 障 害 の 認 定 基 準 の 改 正

来事の統合等が行われました。

- 心理的負荷表の心理的負荷の強度が「強」
- 「弱」となる具体的な出来事

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ

見直したことでの労災決定までの期間を短縮できる事案が増加します。



【変更後】

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合

でも、「業務にかかる具体的な出来事について、他の強度の具体例

見直したことで労災決定のパンフレットには

化したと医学的に判断されるときには、業務と悪化との間の因果関係が認められる

（例）が掲載されておりますので参考にしてください。

例が拡充されました。一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていない

ん。「精神障害の労災認定」のパンフレットには（例）が掲載されておりますので参考にしてください。

他の強度の具体例が明記されました。

ます。そこで参考にしてください。



厚生労働省ホームページ「心理的負荷による精神障害の労災認定基準を改正しました」

精神障害の労災請求件数は、年々増加傾向にあります。全国の請求件数は、平成21年度に100件、令和元年度に2000件を超え、令和4年度では2600件超えました。

厚生労働省では、労働者に発病した精神障害について、仕事が主な原因と認められるかの判断の基準として平成23年12月に「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定め、これに基づいて労災認定を行ってきましたが、この認定基準が令和5年9月に改正されました。

改正の背景として、近年の社会情勢の変化や労働者の心理的負担が増加傾向にあること、労働者が精神障害を抱える状況が深刻化していることなどが挙げられます。

- 1、業務による心理的負荷評価表が見直されました。
- 具体的な出来事について「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）と「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」の二つの出来事が追加されました。
- 類似性の高い具体的の出

【変更前】

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務と悪化との間の因果関係を認めないとつづかれていました。

3、速やかに労災決定ができるよう必要な医学意見の収集方法が見直されました。

主治医意見の他に専門医による医学的意見の収集を必須とする範囲等を